

療養担当規則（省令）等が改正されました（令和5年4月1日より施行）

- 療養担当規則等が改正され、保険医療機関・保険薬局は、オンライン資格確認の導入が原則義務づけられることとなりました（令和5年4月1日施行）。

（ただし、現在紙でレセプト請求を行っている医療機関・薬局を除きます）

令和5年4月1日
施行

療養担当規則等改正のポイント

1. 保険医療機関・保険薬局は、患者の受給資格を確認する際、患者がマイナ保険証を利用したオンライン資格確認による確認を求めた場合は、オンライン資格確認によって受給資格の確認を行う必要があります。
2. 現在紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関・保険薬局については、オンライン資格確認導入の原則義務付けの例外とします。
3. 保険医療機関・保険薬局（2. の保険医療機関・保険薬局を除く。）は、患者がマイナ保険証を利用したオンライン資格確認による確認を求めた場合に対応できるよう、あらかじめ必要な体制を整備する必要があります（※）。

※必要な体制の整備についての詳細は、「オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き」をご参照ください。

（ <https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000699397.pdf> ）

患者はマイナンバーカードを用いて、健康保険証として利用することができます。



マイナンバーカードのICチップの読み込み
- 顔認証付きカードリーダーまたは目視で顔認証
- 暗証番号（4桁）の入力

資格情報を取得し、
資格情報を医療機関・薬局
のシステムに取込

薬剤情報/特定健診情報の閲覧に
ついて、患者の同意の有無をマイナ
ンバーカードを用いて確認

医師・歯科医師・薬剤師等の有資格者が
薬剤情報/特定健診情報を閲覧し、薬剤
情報/特定健診情報を踏まえた診療・投薬